

令和3年12月3日小矢部市農業委員会総会議事録

- 1 日 時 令和3年12月3日(金)
13時56分～15時02分
- 2 場 所 小矢部市役所 特別会議室(2階)
- 3 議 事 議案第 27号 農地法第3条の規定による許可申請について 2件
議案第 28号 農地法第4条の規定による許可申請について 1件
議案第 29号 農地法第5条の規定による許可申請について 1件
議案第 30号 農用地利用集積計画の制定について
- 4 協議事項 なし
- 5 報告事項 1) 農地法第3条の3第1項の規定による届出
2) 非農地通知について
3) 業務報告・予定
4) その他連絡事項

出席委員 19名

1番 宇川 傳治	11番 石丸 正明
2番 田 悟敏子	12番 谷口 修
3番 中村 重樹	13番 宮西 勝昇
4番 坂田 信一	14番 加賀谷 良雄
5番 日光 善治	15番 高田 太衛
6番 三輪 和雄	16番 碓 善秋
7番 吉江 秀一	17番 木村 鉄雄
8番 前田 真一郎	18番 沼田 吉雄
9番 西尾 和三郎	19番 渋谷 忠司
10番 多田 博次	

欠席委員 20番 唐島 隆夫

令和3年12月3日農業委員会総会議事録

発 言 者	発 言 事 項
会長	<p>皆さん、ご苦勞様でございます。部長と課長は、議会の都合で欠席となります。ご出席の皆さんがお揃いになりましたので、時間前ですが、始めさせていただきます。早いもので、師走になりました。今月の総会は、最初は2日の予定でしたが、東京で全国大会があるということで6日に変更されました。ところが、6日に会検が入るということで、急遽3日に変更となりました。何度も変更があり、大変申し訳なかったと思います。昨日、全国代表者集會に県の農業會議から役員が5名と、事務局から2名で行ってまいりました。研修の内容は、小杉での研修會とよく似ていたものでした。その前に、県選出の国会議員の先生方に、人・農地の関係の見直し、令和4年度の予算確保のお願いに行ってまいりました。</p>
会長	<p>それでは、ただいまから小矢部市農業委員会12月総會を開催いたします。ただいまの出席委員は19名全員で定足数に達しておりますので、総會は成立しております。欠席委員は、唐島委員さんとなっております。本日の議事録署名委員を指名いたします。16番の嵯委員さん、17番の木村委員さんをお願いいたします。それでは、本日の付議議案を申し上げます。</p> <p>○議案第27号 「農地法第3条の規定による許可申請について」 計2件</p> <p>○議案第28号 「農地法第4条の規定による許可申請について」 計1件</p> <p>○議案第29号 「農地法第5条の規定による許可申請について」 計1件</p> <p>○議案第30号 「農用地利用集積計画の制定について」</p> <p>以上、4件の付議議案となっております。それでは議案第27号「農地法第3条の規定による許可申請について」、事務局より説明させていただきます。</p>
事務局	<p>議案第27号「農地法第3条の規定による許可申請について」ご説明します。議案書1ページをご覧ください。</p>

	<p>受付番号12番は、売買により所有権移転を行おうとするものです。対象の農地は12筆で、合計面積は8,609㎡となっております。譲渡人は〇〇さん、譲受人が〇〇さんです。位置図については、1ページから5ページをご覧ください。</p> <p>農地法第3条第2項各号には許可できない場合が掲げられていますが、そのいずれの条項にも該当しないため、許可条件を満たしているものであります。以上です。</p>
会長	<p>それでは、〇〇地区担当の〇〇委員さんより、受付番号12番について、調査報告をお願いいたします。</p>
〇〇委員	<p>それでは、報告いたします。売買による所有権移転の申請です。譲受人が〇〇さん、譲渡人が〇〇さんです。〇〇さんは〇〇の方です。申請地は、〇〇1-88、外11筆です。〇〇には、ほぼ果樹が植えてあります。その他〇〇の方は荒地となっております。管理の問題がありまして、ぜひとも〇〇さんにお受けいただけませんかをお願いされ、引き受けられたそうです。以上です。</p>
会長	<p>ありがとうございます。ただいまの件について、何かご質問等がございますか。</p>
会長	<p>無いようですので、次に、受付番号13番について、事務局より説明させていただきます。</p>
事務局	<p>受付番号13番は、売買により所有権移転を行おうとするものです。対象の農地は1筆で、面積は214㎡となっております。譲渡人が〇〇さん、譲受人が〇〇さんです。位置図については、6ページと7ページをご覧ください。</p> <p>農地法第3条第2項各号には許可できない場合が掲げられており、その第5号、50aを超えなければならないという要件に該当しており、このままでは対象とならない所ですが、農地法第3条第2項には、ただし、政令で定める相当の事由がある場合は許可するとなっております。農地法施行令第2条第3項には、その位置、その面積、その形状等からみて、これと隣接する農地と一体として利用しなければ利用することが困難という場合は認められるとなっております。位置図の7ページをご覧ください。現在、赤い部分の農地を購入されようとしてい</p>

	<p>ますが、その下の 3321 番地を、元々〇〇さんが所有しておられました。それが道路の拡幅により青い部分しか残らないそうです。その青い農地が単独では使用困難になるということで、隣接する農地と一体として使用するというので、要件を満たしていると考えております。以上です。</p>
会長	<p>それでは、受付番号 13 番について、〇〇地区担当の〇〇委員さんより、調査報告をお願いいたします。</p>
〇〇委員	<p>それでは、報告いたします。譲受人の〇〇さんは申請地の下の〇〇3321 番地だけを畑として所有されております。他には所有されていません。先ほど、事務局からの説明で言われたように 5 反未満となりますので、位置図にある青い部分の農地だけではどうしようもできないのですが、自家消費の野菜は作りたいということで、横の 3322-1 を〇〇さんから譲り受けるということで了承をされました。要件が厳しいこともありましたが、よろしくをお願いいたします。</p>
会長	<p>ただいまの件について、何かご質問等はございませんか。</p>
〇〇委員	<p>結論的に、3321 も使うという意味ですか。</p>
〇〇委員	<p>3321 の細長い土地が〇〇さんの土地で、道路の拡幅で 3321 の残る部分が青い部分になります。今後は赤い部分と青い部分を一緒に使い、耕作をしたいということです。</p>
〇〇委員	<p>わかりました。</p>
会長	<p>無いようですので、「異議なし」として議案第 27 号については「承認」としてよろしいですか。</p>
全委員	<p>異議なし。</p>
会長	<p>それでは「異議なし」として、議案第 27 号については「承認」といたします。</p> <p>続いて、議案第 28 号の「農地法第 4 条の規定による許可申請について」事務局より説明していただきます。</p>

事務局	<p>議案第28号「農地法第4条の規定による許可申請について」ご説明いたします。議案書2ページをご覧ください。</p> <p>受付番号6番は、申請者が〇〇の〇〇さんです。申請地は〇〇388-2外4筆、登記地目が田、現況は宅地です。5筆の合計面積が2,007㎡で農機具格納庫兼事務所敷地として昭和54年頃から違反転用されており、今回転用申請を行おうとするものです。位置図については、8ページから14ページをご覧ください。</p> <p>この申請は、農地法の運用通知で規定された許可基準に合致しておりますので、転用することが可能です。以上です。</p>
会長	<p>それでは、受付番号6番について、〇〇地区担当の〇〇委員さんより、調査報告をお願いいたします。</p>
〇〇委員	<p>それでは、報告いたします。申請者は、〇〇の〇〇さんです。こちらの農作業施設は〇〇さんのお父様が建てられたそうです。こちらを建てられた当時、農振除外の手続きはされていたそうですが、それで許可が出たと勘違いをされていたのではないかということでした。その後、施設を拡大していったそうですが、許可が出ていると思い、そのまま建てたそうです。始末書も出ておりますし、振興会、自治会長の同意書、土地改良区の意見書も出ておりますので、問題はないと思います。どうぞ、よろしく申し上げます。以上です。</p>
会長	<p>それでは、ただいまの件について、何かご質問等はございませんか。</p>
会長	<p>無いようですので、「異議なし」として議案第28号については「承認」としてよろしいですか。</p>
全委員	<p>異議なし。</p>
会長	<p>それでは「異議なし」として、議案第28号については「承認」といたします。</p> <p>続いて、議案第29号の「農地法第5条の規定による許可申請について」事務局より説明していただきます。</p>
事務局	<p>議案第29号の「農地法第5条の規定による許可申請について」ご説明いたします。議案書3ページをご覧下さい。</p>

	<p>受付番号29番は、所有権の移転ということで、譲渡人が〇〇の〇〇さん、譲受人が〇〇の〇〇です。申請地は〇〇42-2、地目は田です。面積が261㎡で、駐車場敷地への転用を行おうとするものです。位置図については、15ページから18ページをご覧ください。</p> <p>この申請は、農地法の運用通知で規定された許可基準に合致しておりますので、転用することが可能です。以上です。</p>
会長	<p>それでは、〇〇地区担当の〇〇委員さんより、受付番号29番について、調査報告をお願いいたします。</p>
〇〇委員	<p>それでは、報告いたします。位置図の15ページをご覧ください。譲受人の〇〇さんの後ろに譲渡人の〇〇さんの家があります。〇〇さんにも駐車場はありますが、大変狭いので、報恩講等の際にはご近所の土地を借りていたそうです。〇〇さんは寄付をしてもいいというお話でしたが、売買での所有権移転ということになりました。現在は、〇〇が耕作をしていますが、42-1と42-2に分筆されて、駐車場を造る準備がされています。車は11台止められるようにしたいということです。〇〇にお話を聞くと、元々いびつな形であったため、仕事がしやすくなるということでした。特に問題はないと思われまます。よろしく願ひします。</p>
会長	<p>ただいまの件について、ご質問等はございませんか。</p>
〇〇委員	<p>除雪は地区の方がされるのですか。雪が積もって、排水だけでは追いつかない時があると思いますが、その時はどうされる予定ですか。せっかく駐車場にしたのに止められないというのでは意味がないと思います。</p>
〇〇委員	<p>除雪については、あまり心配はしていませんでした。年3回の報恩講やお正月等に使用されると思いますので、また確認しておきます。</p>
会長	<p>他に無いようですので、「異議なし」として議案第29号については「承認」としてよろしいですか。</p>
全委員	<p>異議なし。</p>

会長	<p>それでは「異議なし」として、議案第29号については「承認」といたします。</p> <p>続いて、議案第30号の「農用地利用集積計画の制定について」事務局より説明していただきます。</p>
事務局	<p>議案第30号の「農用地利用集積計画の制定について」ご説明いたします。4ページをご覧ください。小矢部市長より農用地利用集積計画の制定について諮問がありました。</p> <p>内訳につきましては、5ページの利用権設定集計にありますように、「10年以上」の利用権設定が4件で、すべて新規で、面積が13,933㎡となっております。</p> <p>「3年以上6年未満」の利用権設定が1件で、面積が7,879.63㎡であり、新規となっております。</p> <p>「6年以上10年未満」「1年以上3年未満」はありません。申請の内容は6ページと7ページに記載のとおりです。</p> <p>これについては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えております。以上です。</p>
会長	<p>それでは、ただいまの件についてですが、ご質問等はございませんか。</p>
会長	<p>無いようですので「異議なし」として議案第30号については「承認」としてよろしいですか。</p>
全委員	<p>異議なし。</p>
会長	<p>それでは、「異議なし」として、議案第30号については「承認」といたします。</p> <p>これで、付議議案はすべて終了いたしました。</p> <p>協議事項はありません。次に報告事項について事務局より説明していただきます。よろしくお願いいたします。</p>
事務局	<p>報告事項説明</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 農地法第3条の3第1項の規定による届出 2) 非農地通知について 3) 業務報告・予定

	4) その他連絡事項
会長	ただいまの件について、ご質問等はありませんか。
〇〇委員	利用状況調査の合計が合わないのはどうしてですか。
事務局	2筆、未調査になっている所がありました。
〇〇委員	〇〇で未調査の所が2筆あったかと思いますが、行く途中にクマのフンを見つけたため、行けませんでした。
〇〇委員	教えていただきたいのですが、非農地願いの申請者の年齢はいくつぐらいですか。高齢の方ですか。
〇〇委員	〇〇は高齢の方でした。
〇〇委員	非農地通知のリストに、一人で10筆以上の申請がありますが、これは個人の方から申し出があったのでしょうか。
事務局	今回、申請のあったものは全て個人からの申請となっております。
〇〇委員	本来、宅地であろうが農地であろうが、地目を変更する場合に個人が申請する場合は、個人の費用で登記をしないとイケませんよね。このリストに載っているものは、諸費用は個人負担しなくてもよいということですか。
事務局	まず、家を建てる等農地を転用するときは農地法に基づく申請が必要になります。そうすると、申請する際の行政書士等の費用は個人負担になります。この利用状況調査は、必ず実施しなければならないもので、毎年全筆を確認して、非農地だと判断したものについては、すみやかに非農地通知を出さなくてはなりません。また、随時調査できていない所について、個人からの申請が提出されてきています。そして、すでに山林化している等により、農地に再生できないという所を、農業委員さんに判断していただいて、非農地通知を出しております。非農地通知を法務局へ持っていけば、無料で地目を変えられます。

〇〇委員	私の認識ですと、前任の委員さんは、リストアップしたものを優先的に確認に回っていたように思います。所有者から申請するケースは少なかったと思いますが、市のほうから積極的に非農地の申請を出してくださいと言ったことはありますか。
〇〇委員	座談会で話されていると思いますが、農業委員会がこういう方法で農地の調査をしていて、地目変更は無料でできますといった案内の文書がありましたよね。
事務局	座談会の際に、農業委員会で作った利用状況調査に関する資料はお渡ししております。また、調査していない農地で山林化している等あれば、個人で農業委員会に申請していただくようお願いしております。
〇〇委員	実際、農業者としての立場と、農業委員としての立場とでは若干違いがあって、農業者としての立場から言うと、勝手に非農地にしてほしくないという思いがあります。なぜなら、減反政策で40%前後の減反になりますが、その土台が野帳に載っている農地面積で、耕作できない農地、休耕田も含んでいます。それがあるので、〇〇も〇〇も、減反面積が緩和されることがあります。ですが、そもそも耕作できない所を農地として残すということがおかしいということが、調査の判断の基になっているはずです。それを正すことが、我々農業委員としての仕事だと理解をして、努めているつもりです。
事務局	国からは利用状況調査を実施して、1年に1回は必ず農地を見回ること。また、個人の方から申請があれば確認をして、非農地通知を出すこととされております。
〇〇委員	小矢部市として非農地の調査について、3年後、5年後どうするかというような計画性を持ってされていますか。
事務局	国からは利用状況調査を実施して、1年に1回は必ず農地を見回ること。また、個人の方から申請があれば確認をして、非農地通知を出すこととされておりますので、個人で申請されたものを受付けしないとすることはできません。また、市として何年以内にと計画はありませんが、毎年調査を行い、非農地の判断については、適正な判断で、

	<p>農地でないものは農地から外しています。ただし、〇〇委員さんが言われたように、大きな面積が非農地になるので、生産者の立場から見ると、今まで田んぼを作っていた所も転作をしていかないといけなくなる場合があるので、困るということはあるかと思われます。</p>
〇〇委員	<p>本来、農業者がやるべきことを、費用が掛かるので今までやってきませんでした。山手の農地の所有者はほとんどが大昔の所有者の名前のままになっています。20年、30年前に田んぼをしていたような所を、今やっと現地調査に行って、農業ができるかどうかを判断して、整理をし始めたところです。それでも、非農地だと決定し、地目を変更してくださいとお願いしても、高齢の方にはこのままでいいですよと言われる。今こういう制度があるので、個人で申請を行ってください。そうすると、我々が現地確認をして農地か非農地かを判断して、非農地通知を出しますということを、今やり始めています。農業委員会からしたら、非常に前向きです。しかし、農業者からすると、野帳から外れるため、減反面積がさらに増えるという話になって、嫌な話になるわけです。現実的には仕方ないことだから、やむなしとして、それを進めてもらっているというのが、我々の地域の話です。</p>
〇〇委員	<p>ちなみに地目変更に1筆当たりいくらかかって、農地と原野では固定資産税がどれくらい違いますか。</p>
事務局	<p>自分で申請に行って、地目を変更するだけなら何筆あっても無料です。ただし、それを代理人にお願いされると、費用が掛かります。固定資産税はそんなに大きく変わらないとは思いますが。</p>
〇〇委員	<p>農業委員会としては、申請された方に書類を渡すから、法務局へ行って手続きをしてくださいという話ですよね。費用は掛からないということですね。ちなみに代理人の費用を国や市が負担してくれるというような話はないですよ。</p>
事務局	<p>そういったことはありません。</p>
〇〇委員	<p>ただ、相続していないものは少し問題になります。</p>
事務局	<p>相続していない農地についても、相続人の1人であるということが</p>

	<p>証明できれば、農地を原野等に変えることはできます。ただし、所有者の名前を変えることはできません。そうすると専門的な知識を持った人でないと難しくなります。</p>
会長	<p>ご理解いただけましたでしょうか。他に無いようですので、本日の案件については全て終了いたしました。これにて総会を閉会したいと思います。</p> <p>閉会の挨拶を日光職務代理よりお願いします。</p>
職務代理	<p>本日は、師走の忙しい中、皆さん総会にご参加いただきありがとうございました。今回が本年最後になります。次回の総会は、新しい年になります。コロナの影響が少し収まってきましたが、今年も大変な年でした。少し早いですが、皆さんにとって、新しい年が幸せでありますようお願いいたしまして、12月の総会を終了させていただきたいと思っております。どうもありがとうございました。</p>
	<p>— 12月総会終了 —</p>

上記の通り、総会の議事録を確認する。
なお、会長は議事録署名委員と共に署名をする。

令和3年12月3日

会長 宇 川 傳 治

議事録署名委員 16番 碓 善 秋

17番 木 村 鉄 雄